

災害等発生に係る対策や避難所等の開設及び運営に関する特記事項

1 趣旨

災害に係る対策や、平塚市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、平塚市が平塚市袖ヶ浜デイサービスセンター（以下「本施設」という。）を避難行動要支援者（要援護高齢者）緊急受入先施設（以下「二次的避難施設」という。）として使用する場合における、二次的避難施設の開設及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 災害への備え

- (1) 使用者は、平塚市地域防災計画に基づき、施設利用者の安全確保対策や各種設備の点検・整備を行う。
- (2) 使用者は、緊急事態発生時の緊急連絡網を作成するとともに、緊急時の連絡先等をあらかじめ平塚市に報告するものとする。
- (3) 使用者は、災害時のマニュアルを整備し、職員に研修等により周知するとともに必要な訓練を実施する。

3 災害発生時の対応

使用者は、災害発生時に利用者等の安全な避難誘導及び負傷者等の適切な措置を行うとともに、当該施設の安全点検及び平塚市の指示により閉鎖措置を実施する。

4 二次的避難施設の開設及び運営の協力

- (1) 使用者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、平塚市が本施設を防災計画で定める二次的避難施設として使用する場合、平塚市の指示に従い二次的避難施設の開設及び運営に協力するものとする。
- (2) 使用者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本施設に自主的に避難する者がある場合、速やかに平塚市へ報告するものとする。

5 費用負担等

- (1) 使用者は、二次的避難施設の開設及び運営の協力に係る業務内容及び経費について、平塚市に書面をもって適宜報告するものとする。
- (2) 二次的避難施設の開設及び運営の協力によって新たに発生した光熱水費・人件費等の必要経費の負担については、平塚市と使用者で協議することとする。
- (3) 平塚市と使用者は、災害時の費用負担に関する事項について相手方から協議の申出があった場合は応じなければならない。

6 その他

この特記事項に定めるもののほか、必要な事項は、平塚市と使用者が協議して定める。